
にじいろ学童クラブ利用者募集要項

令和９年度利用申請用

※申請内容の変更について申告がなかった場合や、虚偽の申請があった場合は、利用を辞退していただくことがあります。

受付期間（４月中に利用開始を希望する方が対象）

電子申請は、継続利用のご家庭のみご利用いただけます。
新規利用のご家庭につきましては、電子申請を受け付けておりません。申請施設へ直接申請書類をご提出いただきますようお願いいたします。
第２期申請以降は、継続利用のご家庭も申請先の学童クラブへ直接申請書類をご提出ください。

	受付期間	受付場所・方法及び受付時間	
【新規利用申請】 第１期申請受付	令和８年１１月２０日（金）から 令和８年１２月１８日（金）まで	申請先の学童クラブ(日、祝日を除く) 【月～金】１１時～１９時００分 【土】９時００分～１７時００分	
【継続利用申請】 第１期申請受付	令和８年１１月２０日（金）から 令和８年**１２月１６日（水）**まで ※窓口より〆切が早くなっています、ご注意ください	電子申請 ※原則、電子申請をお願いしておりますが、難しい場合は学童クラブ職員までご相談ください。	
第１期審査結果通知	令和９年 １月２９日（金）頃		
第２期申請受付 （定員に空きがある場合のみ）	令和９年 １月３０日（土）から 令和９年 ２月１０日（水）まで	申請先の学童クラブ(日、祝日を除く) 【月～金】１１時～１９時００分 【土】９時００分～１７時００分	
第２期審査結果通知	令和９年 ２月下旬頃		

電子申請についての注意事項

●申請書類を確認し、不備があった場合のみ、登録メールアドレスへ「【補正依頼】」の件名でメールをお送りします。申請期間内に修正対応をお願いします（不備がない場合の連絡はありません）。なお、利用申請書の退室予定時間と就労証明書等の記載内容に相違がある場合は、証明書の内容を優先します。そのため申請書記載の曜日・時間では確定せず、この件に関する個別連絡は行いませんのでご了承ください。
●複数の児童が利用される場合は、児童ごとに申請を行う必要があります。なお、就労証明書などの添付書類については、世帯につき１通のご提出で差し支えありません。

各にじいろ学童クラブの連絡先

学童クラブ名	住所	定員	電話番号
にじいろのがた学童クラブ	東京都中野区沼袋３－１３－２ 旧沼袋小学校校舎内	80 人	03-5942-6002
にじいろはくおう学童クラブ	東京都中野区上高田１－１７－５	41 人	03-3386-1301
にじいろ江古田の杜学童クラブ	東京都中野区江古田３－１４－１ プライムメゾン江古田の杜ウエスト２階	48 人	03-5942-5305

運営事業者

東京都渋谷区道玄坂１－１２－１　渋谷マークシティウェスト１７階
ライクキッズ株式会社　業務部　公的事務二課
電話番号：03-6431-9794
メールアドレス：like-gakuji@like-kd.co.jp
※メールで申請書類を受け付けることはできません。

令和９年度の主な変更点

●産休・育休中の学童クラブ利用について取扱いを変更しました。【１８ページ参照】
●申請書類を確認し、不備があった場合のみ、登録メールアドレスへ「【補正依頼】」の件名でメールをお送りします。申請期間内に修正対応をお願いします（不備がない場合の連絡はありません）。なお、利用申請書の退室予定時間と就労証明書等の記載内容に相違がある場合は、証明書の内容を優先します。そのため申請書記載の曜日・時間では確定せず、この件に関する個別連絡は行いませんのでご了承ください。
●提出書類の様式を一部変更いたしました。

目次

Ⅰ 学童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・４ページ

Ⅱ 保育料等について・・・・・・・・・・・・・６ページ

Ⅲ 利用要件、指数等について・・・・・・・・・７ページ

Ⅳ 利用申請の流れについて・・・・・・・・・ 15 ページ

Ⅴ 申請書類について・・・・・・・・・・・・ 19 ページ

Ⅵ 学童クラブ利用開始後について・・・・・ 22 ページ

Ⅰ 学童クラブとは

１．学童クラブの概要

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象とした、放課後の遊びや生活の場です。学童クラブでの生活は放課後から始まります。その点が保育園や幼稚園での生活と大きく異なるところです。
また、保護者の就労時間等だけでなく、学年や生活状況によっても利用時間や必要度が違います。学童クラブでは、遊びや活動などを通じて自主性、社会性などを培い、子どもたち一人ひとりが放課後に自立した生活を送る力を身に付けることを目指し、家庭と協力して支援を行います。

２．利用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日
利用は１年毎の申請（年度単位の利用）となります。現在利用している方も、引き続き翌年度の利用を希望する場合は改めて申請する必要があります。
受け入れ人数に空きがある場合は、年度途中からの利用や夏休み等の短期（１か月以上）の利用も可能です。

３．学童クラブ開設日、お休み

（１）開設日時

区分	時間
月曜日から金曜日まで	放課後から２０時まで
土曜日、学校休業日※	８時から２０時まで

※学校休業日は夏休み等の長期休業日、行事振替日等
※１８時を超えて帰る場合は、保護者または大人の代理人（高校生以上）の方のお迎えが必要です。

（２）学童クラブがお休みとなる日
日曜日、祝日、１２月２９日～１月３日、その他、ライクキッズ㈱が必要と認めた日

４．学童クラブへの行き帰りについて

（１）学童クラブは、お子さんによる通所を原則としていますが、利用時間が１８時を過ぎる場合は、保護者（または大人の代理人）の方のお迎えが必要です。
（２）学校から自宅や塾、習い事等に行き、その後学童クラブを利用することはできません。
（３）にじいろ学童クラブでは、「ナナポケ」システムを導入して、入退室メッセージと学童クラブか

らのメッセージを配信しています。ご登録・ご利用に関しては、入所決定後お知らせいたします。
（４）障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は保護者の方の責任で介助者をつけていただきます。なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅・学校・学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業（移動支援）を実施しています。
詳しくは、中野区障害福祉課障害者支援係(03-3228-8706)にお問い合わせください。

５．おやつ、食物アレルギー等について

学童クラブ利用時間内におやつ等の提供をします。
食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後個別に状況をお聞きします。利用開始前に学校に提出した『学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)』のコピーを提出していただくことがあります。食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつや補食を提供できない場合があります。

６．お弁当について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。
長期休業期間中に、希望者へ注文弁当サービスを実施しています（別途実費負担)。

７．外出について

学童クラブでは出席後の外出を認めていません。通院や、塾、習い事等に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。

Ⅱ 保育料等について

１．保育料

月額５，６００円（児童１人につき）

２．納付方法

口座振替による納付（お口座の登録完了までは払込用のハガキにてお支払いいただきます）
口座振替の手続きにつきましては、学童クラブの利用決定後に改めてご案内いたします。

３．減免、免除（減免）について

	対象	内容
1	学童クラブ利用児童が複数いる世帯(※１)	２人目以降　保育料月額２，８００円
2	生活保護受給世帯 令和８年度住民税非課税世帯（※ 2） 令和８年度就学援助受給世帯（※ 3）	保育料免除
3	「学童クラブ利用休止届」を提出し、１日も利用しなかった月	保育料免除
4	アレルギーなどにより、学童クラブが用意するおやつを食べることができない児童	保育料月額４，０００円
5	上記１かつ４に該当する児童	保育料月額２，０００円

（※１） 減額の対象となる学童クラブは、区内・外、公設・民設を問わず、放課後児童健全育成事業に規定されている放課後児童クラブ（中野区では学童クラブ）です。
（※２） 「住民税非課税世帯」の場合、令和８年１月１日から引き続き中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。税の申告については区役所税務課または税務署にお尋ねください。
（※３） 「就学援助」とは、小・中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助を行う制度です。４月に学校から申請書が配布され、６月下旬に就学援助の可否が決定されます。就学援助の手続きについては、中野区立の各小学校から「就学援助のお知らせ」が配布されますので、そちらをご参照ください。また、新１年生で、新入学学用品費の就学援助の支給が３月３１日までに決定している場合は、４～６月分の保育料が免除となります。

４．保育料の決定

学童クラブの利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき決定します。４月から６月までは前年度の情報により決定します。保育料は４月中旬に決定し、保護者へ通知します。６月の住民税及び就学援助確定時期に保育料の見直しを行い、変更が生じる場合は、改めて通知します。

５．令和８年１月２日以降に中野区に転入された世帯の方

令和９年４月から６月の保育料決定のために、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助受給している場合は、以下の書類をご提出ください。両方に該当する世帯はどちらか一方をご提出ください。

（１）住民税非課税世帯

前住所地発行の「令和８年度（令和７年分）住民税課税証明書（非課税証明書）」世帯全員分

（２）就学援助受給世帯

前住所地の教育委員会からの決定通知等

※令和８年度に中野区の公設学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。

※令和９年７月以降の保育料につきましては別途ご案内いたします。

Ⅲ 利用要件、指数等について

１．利用要件

●学童クラブを利用できる要件は、後述の「２　利用できる児童」、「４　保護者状況及び基準指数」のいずれにも該当し、**放課後１時間３０分以上**（１、２年生は１６時以降、３年生は１６時４５分以降）**適切な保護を必要とする日が、常態**(概ね１か月間は同じ状態)として**週３日以上**(４週で１２日以上)**ある場合です。**

●放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、週２日以上（４週で８日以上）とします。

●土曜日、長期休業日の利用は、朝８時以降４時間以上保護を必要とする場合とします。

●定期的な習い事や塾等があり、保護を必要とする日に学童クラブを常態として欠席する場合は、「保護を必要とする日数」には含みません。

●保護者のいずれか一方が休みの日は、保護を必要とする日に当たりません。

●１、２年生は１６時前、３年生は１６時４５分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、「保護を必要とする日数」には当てはまりません。

●１、２年生は１６時～１６時３０分、３年生は１６時４５分～１７時１５分に早退する場合は、１日の早退につき調整指数で－１となります。なお、この時間内に保護者の勤務等が終了する場合は早退として取扱いません。【８ページ参照】

●学校の課外授業や行事、急な病気や怪我、それに伴う通院等の健康上の理由、家庭事情による急用等の欠席、早退は除きます。

●前述のように欠席の日があり、保護を必要とする日の利用日数が週３日未満（４週で１２日未満）の状況が１か月以上続く場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。
●学童クラブ保育料を３か月分以上滞納している場合は利用辞退となります。申請時に３か月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。

区分		放課後の起点とする時間	欠席とする時間	早退とする時間
月曜日から	１、２年生	１４時３０分	１６時００分前	１６時３０分前
金曜日まで	３年生以上	１５時１５分	１６時４５分前	１７時１５分前

土曜日 学校休業日	全学年	利用要件	早退とする時間
		朝８時００分以降４時間以上保護を必要とする場合	朝８時００分以降４時間３０分未満

２．利用できる児童

学童クラブを利用できる児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。
（１）住所
中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり実際に居住していること。ただし、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できます。）
（２）学年
小学校１年生から６年生。ただし、４年生から６年生までは、日常的に支援や保護を必要とする児童。
※日常的に支援や保護を必要とする児童とは、以下のいずれかに当てはまる児童のことです。
ア　身体障害者手帳、愛の手帳、精神障碍者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している児童（当てはまる場合は調整指数の特別支援児童に該当します）。
イ　発達について病院等で診断を受けており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される児童
ウ　施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される児童。
※インターナショナルスクールに通学している児童は学年の考え方が異なる場合があります。詳しくは学童クラブ事業係（０３－３２２８－８８８４）までお問い合わせください。

３．放課後等デイサービスの利用について

放課後等デイサービスとは児童福祉法に基づき療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本動作の指導、知識や技能の提供等の支援を学校の授業終了後や学校休業日に行うものです。
日常的に支援や保護を必要とする児童が生活能力向上のため、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、療育等を継続的に受けられるよう配慮し、適切な保護を必要とする日のうち「週２日以上、４週で８日以上」を利用の要件とします。その際は「受給者証（写し）」を提出してください。
放課後等デイサービスと学童クラブの併用は可能ですが、放課後等デイサービスを利用してから学童クラブを利用することはできません。

４．保護者の状況及び基準指数

第１期、第２期ともに申請受付期間内に申請があり、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、利用基準指数（基準指数と調整指数を合算したもの）の高い順に、定員まで利用承認を行います。



保護者の状況			指数
類　型		細　目	
就労 （月曜日から土曜日の就労状況）		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１８時以降である日が週３日以上あることを常態とする場合	２０
		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１７時から１８時前である日が週３日以上あることを常態とする場合	１８
		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１６時から１７時前である日が週３日以上あることを常態とする場合 ※利用要件３年生の保護者は１６時４５分以降である必要がある	１６
就学または就労のための技能習得		類型「就労」の日数、時間（居宅内の場合は、就学などが終了した時間）の細目を準用する	就労に準ずる
疾病	入院	１か月以上の長期入院の場合	２０
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし（常時病臥状態）、放課後児童の保護に当ることが相当の負担になる場合	１８
		上記以外で適切な保護を行えない場合（理由明記）	１２
障害 （身体障害者手帳４級以上、愛の手帳４度以上、精神障害者保健福祉手帳３級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する）		身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２・３度または精神障害者保健福祉手帳　１・２級の場合	２０
		身体障害者手帳３級、愛の手帳４度または精神障害者保健福祉手帳３級の場合	１６
		身体障害者手帳４級の場合	１２
看護・介護等（親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当たれない状況にあること。）	居宅外	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する	就労に準ずる
	居宅内	類型「就労」の日数、時間の細目（看護・介護などの時間とする）を準用し、指数は「就労」の指数から４点減点する。	１２～１６
求職		放課後適切な保護ができない日が週３日以上あることを常態とする場合	１２
育休			１０
不存在、単身赴任			２０
両親の不存在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用			
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、下記のいずれかの適切な基準を適用			

５．基準指数に関する個別要件について

（１)共通事項

●保護者それぞれに指数を付けます。１人で２項目以上に該当する場合は、指数が高い項目を適用します。両親が不存在の場合は、養育者の就労状況等により判定します。

●通勤時間は保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合において、自宅と職場等（事務所、学校、看護先等）との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。通勤時間について記載がない場合は、必要に応じて再計算する場合があります。

●利用申請書記載の退室予定時刻は欠席、早退及び利用基準指数が同点の場合に活用します。

（２）就労について

●就労等の時間は保護者の勤務終了時間＋時間外労働時間＋通勤時間で判定します。ただし、勤務の全日が在宅である場合は通勤時間を加味しません。

●就労先が複数ある場合は、就労状況を合算して審査します。

●時間外労働時間は法定内残業を含みます。時間外労働時間は、直近３か月の実績を基に１日当たりの平均時間を算出し、就労等の時間として算定します。ただし、就労証明書上の規定枠内に記載がない場合、時間外労働時間は就労等の時間に計上できません。

●変則就労の場合は、主な勤務時間帯を基に判定します。一番遅い勤務時間帯を採用するものではありません。

●夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して**、就労等の終了時間（通勤時間を含む）から９時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。**

●単身赴任の場合も、基準指数の判定のために就労証明書（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）の提出が必要です。

（３）休職について

●休職は利用要件に当てはまらないため利用できません。ただし、休職の理由が「就学」「疾病」「看護・介護」等であれば当該要件として申請できます。

（４）離職、求職について

●求職要件での利用期間は年１回、１か月までとします。

●学童クラブ利用中に離職した場合は、離職した月の翌月初日から１か月間に限り、求職要件で利用できます。離職した月は継続して利用できますが、この１か月には含みません。

例：６月１５日に離職した場合、６月中は継続して利用でき、７月１日から７月３１日まで求職要件で利用できます。

●利用期間の１か月以内に学童クラブに申請事項変更届【２２ページ参照】及び就労証明書（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）を提出すれば継続して利用できますが、

１か月経過しても就労が決まらなかった場合は利用辞退となります。

（５）産休、育休について

●就労中で産前産後休暇及び育児休業取得中は、引き続き学童クラブを利用できます。

●育児休業要件での利用期間は、父母のいずれかが育児休業を取得している場合で、当該育児休業に係る子どもが１歳に達する日の属する年度末までとします。両親ともに育児休業を取得している場合は、申請できません。

●就労証明書（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）は、復職した場合の勤務日や時間、育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は、復職日が確認できる「復職証明書」を速やかに(復職後１か月を目安に）提出してください。提出されない場合は、利用辞退していただく場合があります。

（６）放課後デイサービスの利用について

●日常的に支援や保護を必要とする児童が生活能力向上のため、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、療育等を継続的に受けられるよう配慮し、適切な保護を必要とする日のうち「週２日以上、４週で８日以上」の利用を要件とします。

●放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、「受給者証(写し)」を提出してください。

●放課後等デイサービスと学童クラブの併用は可能ですが、放課後等デイサービス利用後に学童クラブを利用することはできません。

５．調整指数

<table>
<tr><th colspan="3">条件</th><th>調整指数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">保護の必要な
日数による調整</td><td colspan="2">月曜から土曜の間に週６日の場合</td><td>＋２</td><td rowspan="5">１、２年生は１６時前、３年生は１６時　４５分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、保護を必要とする日数に含めない
※１　週２日利用での申請は放課後等デイサービス利用者のみ
※２　この時間内に保護者の勤務等の時間が終了する場合は早退にならない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週５日の場合</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週４日の場合</td><td>－２</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週３日の場合</td><td>－４</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週２日の場合※1</td><td>－５</td></tr>
<tr><td>早退による調整</td><td colspan="2">１、２年生は１６時～１６時３０分、３年生は １６時４５分～１７時１５分に早退する場合
（１日の早退につき－１）</td><td>－１</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">世帯の状況による調整</td><td rowspan="2">ひとり親家庭の場合</td><td>１、２年生</td><td>＋４</td><td rowspan="2">単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による避難の場合を含む。</td></tr>
<tr><td>３年生以上</td><td>＋２</td></tr>
<tr><td colspan="2">両親の不存在等により親族等が養育している場合</td><td>＋４</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">学年による調整</td><td colspan="2">１年生</td><td>＋２</td><td rowspan="4">日常的に支援や保護を必要とする児童※3、医療的ケア児については、マイナス調整は行わない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２年生</td><td>－２</td></tr>
<tr><td colspan="2">３年生</td><td>－４</td></tr>
<tr><td colspan="2">４年生から６年生</td><td>０</td></tr>
<tr><td>特別支援児童※</td><td colspan="2">各学年共通</td><td>＋２</td><td>身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">学童クラブ保育料を２か月分以上滞納している場合
（兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む）</td><td>－６</td><td>審査時の納付状況による。</td></tr>
</table>

※３　発達について病院で診断を受けている、または施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される場合は、学年によるマイナス調整を行いません。
障害等により日常的に支援や保護を必要とする児童については、にじいろ学童クラブ利用申請書の「児童の状況について」欄にご記入ください。必要に応じて保護者の方や関係施設に状況を確認させていただきます。また、障害の内容や施設の状況によっては、希望する学童クラブの利用について相談させていただく場合もあります。

６.「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

保護者の勤務等が重なっている日が「保護の必要な日」となり、それが月曜日から土曜日までで週３日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例１】保護の必要な日が３日で**利用対象となります**が、調整指数「－４」となります。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週５日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母	週５日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
保護を必要とする日の判定			当たらない	○	○	当たらない	○	当たらない	

【例２】火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の８時間を加えた時間が１５：１５となり、保護を必要とする日に当たらないため、保護を必要とする日が２日となり**利用対象となりません。**

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	シフト勤務	18:00 まで	17:15 まで	16:15～	7:15 まで	休	18:00 まで	17:15 まで
	母	シフト勤務	16:15～	7:15 まで	休	17:15 まで	17:15 まで	17:15～	休
保護を必要とする日の判定			○	当たらない	当たらない	当たらない	当たらない	○	

○保護を必要とする日の利用日数が３日以上あることが要件で、定期的な習い事・塾等に行っている場合は差し引いて換算します。早退については、７、８ページをご確認ください。

【例３】保護者の勤務等による保護の必要な日が３日以上あるので**利用対象となります**。ただし、塾で欠席する日が１日あり「保護の必要な日数による調整」の週３日に該当するため調整指数「－４」となります。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	塾で欠席	

【例４】保護を必要とする日が３日以上ありますが、１６時１５分の早退が１日あります。
１、２年生の場合は早退による調整で「－１」、欠席２日で「保護を必要とする日数による調整」が週３日で「－４」の合計「－５」となります。３年生の場合は、利用要件の１６時４５分より前に帰宅する月曜日は欠席の取り扱いとなります。そのため利用日数が２日となり、**利用対象となりません。**

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	○	○	○	○	○	当たらない
児童の状況	16時15分早退	利用	塾で欠席	利用	塾で欠席	

７．入会の審査、順位について

（１）７ページの「Ⅲ　利用要件、指数等について」の要件に該当するかどうかを審査し、利用を決定します。

なお、第１期の申請は利用要件を満たしている場合に限り、**継続利用のご家庭を最優先**いたします。

（２）定員を超えた場合の利用の決定方法

ア　利用基準指数が同点の児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、以下表の判定方法により順位を決定します。定員数以降の順位の方は「利用待機※」となります。

イ　３月１日以降の申請の場合は、上記アで決定した最後の待機順位の次の順位となります。この場合は、先着順で待機順位が決まります。

※「利用待機」とは、申請者数が定員を超えたため、利用開始希望日から利用できず、利用開始までお待ちいただく状況をいいます。年度途中で利用辞退者が出る等、定員に空きが生じたら、学童クラブ利用待機通知書の「その他欄」に記載された待機順位の上位者から順に、利用開始可能のご案内をします。

【指数が同点の場合の利用児童の判定方法】

判定順	調整要件
1	日常的に支援や保護を必要とする児童
2	学年の低い児童
3	両親不存在、ひとり親世帯の児童
4	４週間あたりの利用時間数が多い児童
5	４週間あたりの利用日数の多い児童
6	保護の必要な日のうち判定条件にあたる就労等の時間の４週間あたりの総時間数(保護者のうち時間の短い方)の多い児童
7	保護者の在宅勤務日数の少ない児童
8	その他

Ⅳ 利用申請の流れについて

１．利用申請手続きについて

●利用申請は年度ごとに必要です。新学年での継続利用を希望する場合も改めて申請してください。

●同時に区内の２つ以上の学童クラブに申請することはできません。

例：区立学童クラブと民間（民設民営）学童クラブなど

２.受付期間、受付場所等

（１）受付期間等

利用案内配布	令和８年１１月２日（月）から
第１期申請受付	令和８年１１月２０日（金）から令和８年１２月１８日（金） ※電子申請は１２月１６日（水）まで
第２期申請受付	令和９年　１月３０日（土）から２月１０日（水） **第２期申請は受け入れ人数に空きがある学童クラブのみ受け付けます。**
上記以外の受付	令和９年　３月　１日（月）から

（２）申請方法

新規申請	各にじいろ学童クラブへ直接提出※日曜日・祝日を除く 【月～金】１１時から１９時まで【土】９時から１７時まで	
継続利用※	電子申請※原則、電子申請をお願いしておりますが、難しい場合は学童クラブ職員までご相談ください	

※電子申請が可能となるのは、申請日に各にじいろ学童クラブでの在籍があるご家庭及びご希望施設に兄弟姉妹の在籍がある場合のみです。新規申請、兄弟姉妹が申請日以前に退所されている方につきましては、各にじいろ学童クラブの窓口へ直接の申請をお願いいたします。

（３）留意点

●前述の申請受付期間は、４月中に利用開始を希望する方が対象です。
第１期、第２期申請受付は先着順ではありません。

●利用要件を満たしている**継続利用のご家庭を優先します**。

●電子申請の第１期申請受付期間は、窓口受付期間より短くなりますのでご注意ください。

●窓口及び電子申請ともに不足書類や書類の内容に不備がある場合は受け付けできません。
余裕をもって受付期間内にご提出ください。施設での提出時は書類の確認のためにお時間をいただきますのでご了承ください。

●転入予定の方で、遠方にお住まい等で直接提出が困難な場合は、申請先の学童クラブへお電話にて１２月４日（金）までにご相談ください。

3.第１期申請　１１月２０日（金）から１２月１８日（金）※電子申請は１２月１６日（水）まで

令和８年 11月2日(月)～	**利用案内･利用申請書類配布** 各様式はライクキッズ株式会社のホームページからもダウンロードできます。

令和8年 11 月20日(金) ～12 月18日(金) 電子申請は 12 月 16 日(水)まで ※日曜日と祝日は除きます	**第１期申請受付期間** 新規利用のご家庭は各にじいろクラブへ**直接**必要書類をご提出ください。 利用継続のご家庭及びご希望施設に兄弟姉妹の在籍があるご家庭は 電子申請が可能です(兄弟姉妹が申請時点で退所している場合は、電子申請の対象外です)。 提出が必要な書類につきましては19ページをご参照ください。

▼継続利用申請 FORM

申請内容の確認メールが
申請の証明となりますので
必ず受信をご確認ください

調査･確認･審査期間

●利用を希望する学童クラブや育成活動推進課から、保護者、保護者の方の職場へ電話確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。

●7ページ「Ⅲ　利用要件、指数等について」に基づいて審査を行い、利用基準指数の高い順に各学童クラブの定員数まで利用を決定します。申請数が定員を超えている場合、利用決定順位以降の順位の方は利用待機※となります。

令和９年 1月 29 日(金)頃	**第１期　入所決定通知書発送** 各ご家庭に宛に郵送でお送りいたします。 その他の資料も同封いたしますので**必ず開封してご確認ください。**

●申請者数が利用定員を超え、利用待機※となった場合、申請施設より令和８年１２月１６日（水）までにお電話でご連絡いたします。

※利用待機とは、申請者数が定員を超えたため利用開始希望日からの利用ができず、利用開始となるまでお待ちいただく状況のことです。

４.第２期で初めて申請をする方　１月３０日（土）から２月１０日（水）まで

令和９年１月30日(土) ～2月10日(水) ※日曜日と祝日は除きます	**第２期申請受付期間** ●第１期申請期間で申請をせずに、4月中に学童クラブの利用を希望する方、第１期申請で利用待機になった方は、この期間に受入れ人数に空きのある学童クラブへの利用申請ができます。既に定員を超えている学童クラブには申請できません。学童クラブの空き状況は1月 29 日(金)に中野区ホームページに掲載されます。

調査・確認・審査期間

●第１期同様に審査を行います。申請数が定員を超えた場合、ご利用いただけない場合があります。

令和９年２月下旬～ ３月上旬	**第２期　入所決定通知書発送** 各ご家庭に宛に郵送でお送りいたします。 その他の資料も同封いたしますので必ずご確認ください。

５.求職要件で利用を希望する方及び第１期、第２期申請受付期間に申込みをしなかった方

３月１日（月）から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している学童クラブにも申請できますが「利用待機」となります。申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

６.５月１日以降の利用を希望する方

利用開始日の１か月前から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している学童クラブにも申請できますが「利用待機」となります。申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

７．育休要件で利用を希望する方

受付期間：通常の申請期間（第 1 期・第 2 期など）からご申請いただけます。復職予定日の制限はありません。
受入期間：育児休業に係るお子さんが満 1 歳に達した年度末までとなります。
両親ともに育児休業を取得されている場合：両親のどちらか一方のみが育児休業を取得している場合にご利用いただけます（ご両親がともに育児休業を取得されている期間はご利用になれません）。
選考基準指数：育児休業要件での選考基準指数は 10 点となります。
●年度途中で育児休業に入られる場合
ご利用中に育児休業に入られた場合でも、利用辞退（退会）の必要はなく、手続きの変更（要件の切り替え）を行うことで継続してご利用いただけます。
申請時および育児休業取得時は、所定の就労証明書（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）等を忘れずにご提出ください。
なお、育休要件での申請につきましても、**継続利用のご家庭を最優先いたします。**

８.中野区に転入予定の方

中野区に転入予定の方で、令和９年４月３０日までに住民票を異動される場合は、第１期及び第２期申請受付期間も申請が可能です。１９～２１ページに記載の書類を揃えて提出してください。

Ⅴ 申請書類について

１．申請に必要な書類

申請に必要な書類※ ＼ 保護者の状況		就労（固定）	就労（変則）	就労（自営等）	就学等	疾病	障害	看護等	求職	育休
（1）	学童クラブ利用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（2）	就労証明書（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）	○	○	○						○
（3）	勤務実績表等		○							○
（4）	就労等実績申出書			○				○		
（5）	その他証明書			○				○	○	
（6）	申出書※				○	○	○	○	○	○
（7）	在学証明書、カリキュラム等				○					
（8）	診断書（区様式）※					○				
（9）	障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し						○			

※申請に必要な書類はライクキッズ株式会社のホームページからダウンロードできます。申出書及び診断書（区様式）が必要な場合は、ライクキッズ株式会社のホームページからダウンロードするか申請予定の学童クラブへお申し出ください。

（1）　学童クラブ利用申請書

●児童１人につき１部ご提出ください。申請書に記載する退室予定時間は、勤務終了時間＋時間外労働時間＋通勤時間を上限とします。利用申請書記載の退室予定時刻は、欠席、早退及び同点判定に活用します。

（2）　就労証明書（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）

●必ず所定様式（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）にてご提出ください。

●有効期間は原則３か月間です。勤務先に記入を依頼し、記入の際は記載要領をご確認ください。勤務実態について不明な点があるときは勤務先に問い合わせる場合があります。

●採用内定の場合も内定先に就労証明書（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）を記入してもらいます。利用開始後状況が変更となる場合には再度提出してもらう場合があります。

●自営業、家族従業者等の方はご自身で記入していただき、（4）（5）の書類をご準備ください。

●単身赴任の方の分についても就労証明書（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）は必要です。

●有期雇用の場合は更新が見込まれる場合のみ受理します。その際、就労証明書（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）の雇用期限が利用前年度３月３１日以前に終了している場合は４月以降新たに就労証明書を提出してもらいます。

（３）　勤務実績表等

●変則勤務、ローテーション勤務等の方は、直近３か月のシフト表、タイムカード（勤務実績表）のコピー（勤務時間のわかる書類）を添付してください。

（４）就労等実績申出書

●就労（自営業、家族従業者、個人事業主等）の方は直近３か月の就労実態を記入してください。

●看護、介護をしている方は直近３か月の状況を就労等実績申出書に記入してください。

（５）その他証明書

●自営業、家族従業者、個人事業主等の方は、仕事の内容が証明できる書類の写しを添付してください。詳細は２１ページ「2　自営、家族従業者、個人事業主の方へ」をご確認ください。

●看護、介護をしている方は、介護保険証、障害者手帳、愛の手帳の写し、診断書、ケアプランの写しなど状況がわかるものを添付してください。

●求職活動をしている方は、活動状況が分かる書類（ハローワークカードの写し、インターネットの求人サイトや求人情報誌からの面接連絡メール、不採用通知）を添付してください。

（６）申出書

●ご自身でご記入ください。

（７）在学証明書、カリキュラム等

●在学証明書、入学許可証明書等とカリキュラム（時間割）などの状況が分かるものを添付してください。利用開始後状況が変更となる場合には再度提出してもらう場合があります。

（８）診断書（申請時の状況として児童の保護ができない旨の記載があるもの）

●区の様式による診断書を添付してください。内容次第では医師に問い合わせることがあります。

（９）障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

●障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。診断書を添付していただく場合もあります。

（１０）その他

●書類はペンまたはボールペンでご記入ください。消せるボールペン、鉛筆は使用できません。
間違えた場合は、二重線を引いて訂正して下さい。修正ペンは使わないでください。

●申請に必要な書類は、学童クラブ利用開始時の状況を記載してください。

●保護者双方それぞれの書類が必要です。事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含みます。一人で２項目以上に該当する場合は、全ての項目に係る書類をご提出ください。

●４月１日現在、産休中の場合は、母子手帳の出産予定日の書かれたページの写しを添付してください。

●兄弟姉妹で申請する場合は、にじいろ学童クラブ利用申請書以外は原本１部、他はコピーの提出で

かまいません。

●令和９年４月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類（賃貸借契約書の写しや転居先住所が記載された郵便物等）が必要です。

●離婚調停中の方は、離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書の写し等が必要です。

２．自営、家族従業者、個人事業主の方へ

自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式)」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

次表の中から、**提出可能なものをひとつ**お選びいただき提出してください。

就労状況が確認できない場合は、追加で書類を提出してもらうことがあります。

確定申告書の写し	契約書の写し
保健所等が発行している飲食店営業許可証の写し	受注票の写し
税務署に提出する個人事業の開業届など	署名、日付が記載されている書籍など
営業許可証の写し	給与明細書、報酬の記録
登記事項証明書の写し	賃金台帳
履歴事項全部証明書	名刺 ※名刺は他の提出書類と併せてのみ受理します
現在事項証明書の写し	自分が作成した作品やＷＥＢページなど
源泉徴収票の写し	営業上必要な材料等の仕入れ伝票（３か月分） （多くなる場合は各月２～３枚ずつ）
お店を開業していることが分かるチラシ ホームページのコピーなど	相手方とやり取りしたメールの記録（３か月分） （多くなる場合は各月４～５枚ずつ）

３．変則勤務の方へ

勤務時間が固定された時間ではなく、週、月単位で労働時間を変更することができる、ローテーション等のシフト制、自身で勤務時間を調整することができる裁量労働制、フレックスタイム制等の場合は、変則勤務として直近３か月分の実績表をご提出ください。

ただし、企業・団体等として裁量労働制やフレックスタイム制等を採用している場合でも、申請者の**勤務実態が固定就労の場合は、変則就労ではなく固定就労として就労証明書**（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）**等をご準備ください。**直近３か月分の実績も不要となります。

例：早番（８時～１６時）と遅番（１３時～２１時）が混在する場合は、変則就労となり、最も遅い勤務時間帯ではなく、直近３か月の勤務実績に基づき就労時間を判定します。

例：月曜・火曜・水曜勤務の週と、火曜・木曜・金曜・土曜の勤務の週が混在する場合も、変則就労となり、直近３か月の勤務実績に基づき保護を必要とする日数を判定します。

例：会社としてフレックスタイム制がとられているが、保護者自身は制度を活用しておらず、月曜日から金曜日まで、９時から１８時まで勤務している場合は固定就労となり、実績表の提出は不要となります。

Ⅵ 学童クラブ利用開始後について

１．年度途中の審査及び利用状況の確認について

●利用開始後、利用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに利用している学童クラブに申請事項変更届と必要な証明書類を提出してください。保護を必要とする理由に変更があった場合は、利用要件を満たすかどうかの確認を行います。利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。申請事項変更届の様式は各学童クラブにご用意がございます。手続きが必要となった際には、職員までお申し付けください。

●利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週３日以上の利用がない状況が１か月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

２．離職、求職について

学童クラブ利用中に離職した場合、１か月は求職要件で学童クラブを利用できます。なお、離職した月は継続して利用できますが、求職要件として利用できる１か月に含みません。離職の翌月の初日から１か月になります。継続して利用を希望される場合は、利用期間内に就労証明書（左上に「令和９年度にじいろ学童クラブ申請用」と記載のある様式）をご提出ください。

３．利用辞退、利用休止、申請事項を変更するとき

●学童クラブの利用を辞める場合、休止する場合、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。届出用紙は各学童クラブにございます。
●休止届は、１日も学童クラブを利用しない月の前月末日までにご提出ください。休止は、最長２か月までです。